

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和元年7月19日

付議事項提出部局	環境生活部 市民交流課																
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項																
件名	いせ市民活動センターの機能移転先変更および次期指定管理について																
付議事項の概要	<p>(1) 平成 30 年 9 月に策定した施設類型別計画では、いせ市民活動センターは、ハートプラザみその内にある社会福祉協議会のボランティア支援機能とより連携できるよう、ハートプラザみそのへ移転することとなっているが、この社会福祉協議会のボランティア支援機能が本年 4 月より福祉健康センターへ移転した。このため、ハートプラザみそのへの移転の意義が薄れていることから、再検討したい。</p> <p>(2) いせ市民活動センターの機能移転後は、郷土資料芸能館（仮称）として使用する計画であり、これを見据えて、いせ市民活動センターの次期指定管理期間を 2 年とする必要がある。</p>																
審議の論点	<p>(1) いせ市民活動センターの移転先変更の是非とその考え方について</p> <p>(2) いせ市民活動センターの次期指定管理期間を 2 年とし、指定管理者については、公募を行わず、現行の指定管理者を指定候補者とすることの是非（伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 2 条「合理的な理由」に該当するか）</p> <p>(3) いせ市民活動センターの移転後に郷土資料芸能館（仮称）として使用することについて、事務的な準備、調整を行うことの是非</p>																
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <p>○今後の予定 9 月定例会前の総務政策委員協議会に報告予定</p> <p>○過去の指定管理期間および指定管理者</p> <table border="0" data-bbox="288 1487 1217 1711"> <tr> <td>H16. 7. 1～H17. 3. 31</td> <td>特定非営利活動法人</td> <td>いせコンビニネット</td> </tr> <tr> <td>H17. 4. 1～H21. 3. 31</td> <td>特定非営利活動法人</td> <td>いせコンビニネット</td> </tr> <tr> <td>H21. 4. 1～H24. 3. 31</td> <td>特定非営利活動法人</td> <td>いせコンビニネット</td> </tr> <tr> <td>H24. 4. 1～H29. 3. 31</td> <td>特定非営利活動法人</td> <td>いせコンビニネット</td> </tr> <tr> <td>H29. 4. 1～R2. 3. 31</td> <td>特定非営利活動法人</td> <td>いせコンビニネット</td> </tr> </table>		H16. 7. 1～H17. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット	H17. 4. 1～H21. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット	H21. 4. 1～H24. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット	H24. 4. 1～H29. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット	H29. 4. 1～R2. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット
H16. 7. 1～H17. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット															
H17. 4. 1～H21. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット															
H21. 4. 1～H24. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット															
H24. 4. 1～H29. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット															
H29. 4. 1～R2. 3. 31	特定非営利活動法人	いせコンビニネット															
関係資料の有無（○をする）	<p style="text-align: center;">○ 有 ・ 無</p>																

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和元年7月19日

付議事項提出部局	産業観光部商工労政課
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和について
付議事項の概要	<p>○ 工場立地法（以下「法」という。）の規定により、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場は、緑地面積率等を敷地の25%（うち緑地については20%）を設けなければならないが、屋上緑化などの重複緑地の算入率は25%を超えてはならないが、平成10年に法改正がなされ、都道府県及び政令指定都市は準則を定める条例を制定すれば、緩和することが可能となった。</p> <p>平成24年度に、法に係る事務が、県から市に権限委譲された。</p> <p>○今回、工業地域、工業専用地域及び準工業地域並びに、特定用途制限地域のうち、工場建設の制限を受けない、第二種田園・集落地区及び幹線道路沿道流通・業務地区について、緑地面積率等及び重複緑地の算入率を緩和することとする。</p>
審議の論点	<p>○工業地域、工業専用地域及び準工業地域並びに、特定用途制限地域のうち、第二種田園・集落地区及び幹線道路沿道流通・業務地区について、国が公表している「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」の範囲内において、国の準則に替えて適用する、緑地面積率等及び重複緑地の算入率を緩和する条例を制定することの是非。</p> <p>（前回までの経営戦略会議での意見）</p> <p>○H30.10.17提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定に当たり、自然環境に配慮するような条件を入れることについて検討されたい。 → 工場立地に関する準則にて環境施設の配置に関する規定がある。さらに、市の運用要領を定め適切な運用を行う。 ・都市整備部とも調整を行うこととされたい。 → 他の関係法令を遵守しているのであれば問題ない。 ・伊勢商工会議所環境委員会の意見を参考とされたい。 → H30.12.10伊勢商工会議所担当課長及び環境委員会委員長に対して説明のうえ、規制緩和について必要であるとの意見。 <p>○H30.12.20提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢商工会議所等業界団体の意見を参考とされたい。 → R1.6.7伊勢小俣町商工会事務局長へ説明のうえ、規制緩和について問題ないとの意見。（会長には事務局長から説明済み。） R1.6.11伊勢商工会議所製造3部会・食品部会正副部会長、R1.6.19伊勢商工会議所常議員会において説明のうえ、規制緩和について必要であるとの意見。 R1.7.17付けで伊勢商工会議所会頭名での要望書を收受。

参 考 事 項	<p>(過去の実績)</p> <p>○現在は、三重県の準則を定める条例により、工業地域及び工業専用地域の区域に法施行以前から立地する既存工場のみ緑地面積率等が緩和されている。 (重複緑地の算入については国の準則どおり。)</p> <p>(提出部局での審議経過)</p> <p>○分譲可能な工業団地が無く、市内企業流出及び、企業立地の推進のため、土地を有効に活用できる方策が必要。 (議会からの意見等)</p> <p>○工業団地が完売したことにより、どのような企業誘致施策を行うのか問われている。 (今後の予定)</p> <p>○市議会産業建設委員協議会での協議、パブリックコメントを経て、令和元年12月定例会に、準則を定める条例案を提出予定。</p>
関係資料の有無 (○をする)	① ・ 無